県有財産売払い

一般競争入札　入札説明書

物件：越前市文京２丁目９字三反草８番、18番６
（土地）

計１件

入札日：令和９年１月１３日（水）

「一般競争入札　入札説明書」をご覧になり、内容を了解の上で、
入札にご参加ください。

福井県総務部財産活用課

〒910-8580　福井市大手３丁目１７番１号
TEL　０７７６－２０－０２５１（直通）
FAX　０７７６－２０－０６２８
E-mail　zaikatsu@pref.fukui.lg.jp
《HP》https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zaisankastuyou/index.html

目　　次

県有財産の一般競争入札実施要領　……　Ｐ１

県有財産売払公示書（写）　……　Ｐ７

入札心得書　……　Ｐ９

県有財産売買契約書（案）　……　Ｐ１２

一般競争入札参加申込書「記載例」……　Ｐ１８

役員名簿「記載例」　……　Ｐ１９

資格誓約書「記載例」　……　Ｐ２０

入札書「記載例」　……　Ｐ２２

委任状「記載例」　……　Ｐ２５

入札書、委任状、資格誓約書の記入事項　……　Ｐ２７

入札物件の詳細　……　Ｐ２８

様式集（Ｐ３９～）

- 一般競争入札参加申込書
- 役員名簿
- 資格誓約書
- 入札書
- 委任状

県有財産の一般競争入札実施要領

１　入札物件

（土地）

物件番号	所在	地番	登記地目	面積	予定価格
越前市－１	越前市文京２丁目９字三反草	８番	宅地	2,093.28 ㎡	45,900,000円
	越前市文京２丁目９字三反草	18番６	宅地	625.08 ㎡	
			計	2,718.36 ㎡	

入札物件の詳細については、「入札物件の詳細」（Ｐ２８～）をお読みください。

２　入札参加者の資格、入札の参加方法および留意事項

（１）入札参加者の資格

次に掲げる条件をすべて満たす者

① 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項および地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。

② 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

その他、「入札心得書」（Ｐ９）中、入札参加者の資格を参照してください。

（２）入札の参加申し込み

入札への参加を希望される場合は、「県有財産売払公示書」（Ｐ７～Ｐ８）および「入札心得書」（Ｐ９～Ｐ１１）を十分お読みのうえ、以下の書類を**令和８年１２月２５日（金）午後５時【必着】までに**福井県総務部財産活用課へ持参または書留郵便により提出してください。

〔入札参加申込時に提出していただく書類〕

		提出書類	備　考
法人の場合	１	一般競争入札参加申込書（※）	
	２	資格誓約書（※）	
	３	印鑑登録証明書	３か月以内のもの
	４	法人登記簿謄本	３か月以内のもの
	５	役員名簿（※）	

個人の場合	1	一般競争入札参加申込書（※）	
	2	資格誓約書（※）	
	3	印鑑登録証明書	３か月以内のもの 共有名義の場合は共有者全員分
	4	住民票	３か月以内のもの マイナンバーの記載がないもの 共有名義の場合は共有者全員分

（※）一般競争入札参加申込書、資格誓約書、役員名簿の様式は、Ｐ３９～にあります。

（３）留意事項

次の事項を了解の上、入札に参加してください。

① 現地説明会は行いませんので、必ず事前に、ご自身で現地をご確認ください。「利用計画に見合った造成・開発・建物の建築等が可能か」など、詳細については、必ず、あらかじめ関係機関でご確認ください。

② 現況と物件調書（Ｐ３２～Ｐ３８）等とが相違する場合には、現況が優先します。

③ 現地が県有地である間は下見のための立ち入りは可能ですが、県有地内での事故等について、県は一切責任を負いません。

④ 敷地内の工作物（擁壁等）については、現況のまま売却します。

⑤ 電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、ゴミの撤去、切り株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸などの地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担および調整は、物件内外を問わず、県では行いません。

⑥ 工作物等にかかる隣接地との越境関係について、県は解消のための交渉や手続きは行いません。

⑦ 上下水道、電気および都市ガスなどの供給処理施設の引き込みに要する費用は、落札者の負担となります。

⑧ 入札参加申込の際に提出していただいた書類は返却いたしかねますので、ご了承ください。

⑨ 本物件については、地元自治会（文京二丁目町内会）から跡地利用に関する要望があります。同自治会の要望事項の詳細については、財産活用課へお問い合わせください。なお、落札された場合には、同自治会に対し、計画内容等の情報提供および協議・調整を行ってください。

⑩ 落札された場合には、売買契約の締結および所有権移転登記を入札書に記載された名義で行っていただくことになります。入札後の名義変更はできませんので、ご注意ください。（入札参加の申し込みも同名義で行ってください。）

＊「物件調書」（Ｐ３２～Ｐ３８）は物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず土地利用等にかかる諸規制についての調査確認を行ってください。

３　入札の日時・場所

物件番号	入札日	入札時間	開札場所
越前市 －１	令和９年１月13日（水）	午前11時00分	福井市大手３丁目17-1 福井県庁 地下３階　生協前会議室

(注)① 開札は、入札締切後ただちに行います。

② 受付、入札保証金の納付等は、入札日当日の午前 10 時 30 分～午前 10 時 50 分の間に福井県庁６階財産活用課で行います。入札時間の直前は受付窓口が混雑しますので、なるべく早めにお越しのうえ受付等を終了されるようご協力お願いします。なお、入札開始時間に遅れますと入札に参加できませんので、ご注意ください。

４　落札者の決定方法

入札は、県の予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。

ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

５　入札当日の持参品等

（１）入札保証金

入札当日（入札前の受付時）、予定価格の１００分の５以上の入札保証金が必要です。詳細についてはＰ１０に記載の「入札保証金」、「入札保証金の代用」を参照してください。

（２）入札書　（様式Ｐ４４～Ｐ４５）

「記載例」（Ｐ２２～Ｐ２４）を参照してください。

（３）入札参加者の本人確認書類

運転免許証等、本人であることを確認できる書類を持参してください。（当日、コピーを取らせていただきます。）

（４）委任状　（様式Ｐ４６）

代理人が入札に参加する場合は必ず持参してください。

「記載例」（Ｐ２５～Ｐ２６）を参照してください。

（５）印鑑

入札書に押印する入札者本人の印鑑を持参してください。

ただし、代理人が入札に参加する場合は、委任者の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印した自分の印鑑を持参してください。

（６）筆記用具

黒のボールペンまたは万年筆

６　入札に付す条件

（１）落札者は、本物件の利用にあたり、地元自治会（文京二丁目町内会）に対して計画内容等に関する十分な情報提供を行い、同自治会と必要な協議および調整を行ってください。

（２）落札者は、県有財産売買契約締結後、当該契約締結の日から１０年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供することはできません。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対しての一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはなりません。

なお、この条件に違反した場合には、県の定める金額（売買代金の１割）を違約金として県に支払わなければなりません。

７　契約の締結等

落札者には落札通知書を送付しますので、落札通知の日から７日以内に契約を締結していただきます。なお、支払いの方法により、次の手続きとなります。

（１）売買契約締結と同時に売買代金を納付する方法

※入札保証金を売買代金に充当することはできませんので、ご注意ください。納めていただいた入札保証金は、売買代金納入後、返還します。

① 落札通知書とともに、契約書、売買代金の納入通知書、所有権移転登記請求書を送付します。

② 落札通知の日から、７日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に納入通知書により福井県が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。)で売買代金全額を納入してください。
売買代金を納入した領収証書（原本）、押印した契約書（１通のみ収入印紙添付）、所有権移転登記請求書、登録免許税（収入印紙）を福井県総務部財産活用課へ直接持参または書留郵便で郵送してください。（郵送の場合は、売買代金を納入した領収証書は、原本送付前に写しを FAX またはメールで福井県総務部財産活用課へ送信してください。原本は確認後、返却します。）

※ 期限までに契約を締結されない場合は無効となり、入札保証金は県に帰属し返還できませんので、ご注意ください。

（２）売買契約締結から３０日以内に売買代金を納付する方法

※売買代金とは別に、契約保証金（売買代金の１００分の１０以上）の納付が必要です。納めていただいた契約保証金は、売買代金納入後、返還します。なお、入札保証金を契約保証金に充当することができます。

①落札通知書とともに、契約書、契約保証金の納入通知書を送付します。

②落札通知の日から７日以内（土・日曜・祝祭日を除く。）に、契約保証金を納入した領収証書（原本）および押印した契約書(１部のみ収入印紙添付)を福井県総務部財産活用課へ直接持参または書留郵便で郵送してください。（郵送の場合は、契約保証金を納入した領収証書は、原本送付前に写しを FAX またはメールで福井県総務部財産活用課へ送信してください。原本は確認後、返却します。）

③ 契約締結後、売買代金の納入通知書を送付しますので、契約締結の日から起算して３０日以内に納入通知書により福井県が指定する金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で売買代金全額を納入してください。（※売買代金の分割納付はできません。）

④ 売買代金を納入した領収証書（原本）、契約保証金返還請求書、所有権移転登記請求書、登録免許税（収入印紙）を福井県総務部財産活用課へ直接持参または書留郵便で郵送してください。（郵送の場合は、売買代金を納入した領収証書は、原本送付前に写しを FAX またはメールで福井県総務部財産活用課へ送信してください。原本は確認後、返却します。）

※ ３０日以内に売買代金を支払わない場合には、契約保証金は県に帰属することになります。

（３）契約条項については、県有財産売買契約書（案）（Ｐ１２～Ｐ１７）のとおりですのでご熟読ください。

８　所有権の移転等

（１）売買代金の納付が行われたときに所有権の移転があったものとします。

（２）所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、福井県が行います。

売買契約書（県保管のもの１部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結および履行に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

（注）物件の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地を確認してください。
（現況と物件調書等とが相違する場合には、現況が優先します。）

（参　考）

◎印紙税額

契約金額（売買代金）	収入印紙	契約金額（売買代金）	収入印紙
１百万１円～５百万円	１千円	５千万１円～　１億円	３万円
５百万１円～１千万円	５千円	１億１円～　５億円	６万円
１千万１円～５千万円	１万円	５億１円～１０億円	１６万円

（契約書を平成２６年４月１日～令和９年３月３１日に作成した場合）

◎登録免許税

（土地）

不動産の価額×１，０００分の１５

（令和１１年３月３１日までに登記する場合）

（注）記載の登録免許税率は公告時点のものであり、法令改正により変更される場合があります。

（注）「不動産の価額」は、一般に固定資産税評価額とされています。

９　入札結果の公表について

入札結果については、以下の内容を福井県ホームページで公表しますので、あらかじめご承知おきください。

（１）　公表の時期　　契約締結後から、県が必要と認める時期まで

（２）　公表内容　　①入札物件の所在地、数量
②予定価格
③落札金額
④落札者の個人・法人の別
⑤入札者数

一般競争入札のながれ

入札参加申込　令和８年１２月２５日（金）午後５時必着

① 一般競争入札参加申込書等の提出（提出書類はＰ１～Ｐ２を参照してください。）

↓

入札当日　　令和９年１月１３日（水）【場所：福井県庁】

② 受　　付（午前１０時３０分～午前１０時５０分）【会場：６階　財産活用課】
- 入札保証金の納付
- 入札に参加される方の本人確認書類（運転免許証等）の確認

③ 入　　札（午前１１時００分）【会場：地下３階　生協前会議室】
- 予定価格以上の金額を入札書に記載

④ 開　　札（入札締切後ただちに）
- 予定価格以上で最高のものを落札者とする
- 同価の入札者が二人以上ある場合はくじ引き

※落札者以外には入札保証金を入札終了後に返還

入札後１～２日

⑤ 落札通知
落札通知の日から7日以内に契約

即納の場合

落札通知後７日以内

⑥契　　約
- 代金納入

※契約書に貼付する収入印紙は落札者負担

↓

⑦所有権移転、入札保証金の返還
- 売買代金の納付が行われたときに所有権移転

※売買代金の納付後、入札保証金を指定の口座へ返還します。

↓

⑧ 所有権移転登記
- 所有権移転登記は、物件の引渡し後、県が実施
- 所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者負担

↓

⑨ 登記完了証等の交付
所有権移転登記の完了後、登記完了証および登記識別情報通知を落札者に交付

延納の場合

落札通知後７日以内

⑥契　　約
- 契約保証金（契約金額の１割以上）の納入

※契約書に貼付する収入印紙は落札者負担

※入札保証金を契約保証金に充当することができます。

↓

契約後３０日以内

⑦ 売買代金納入

↓

⑧所有権移転、入札保証金・契約保証金の返還
- 売買代金の納付が行われたときに所有権移転

※売買代金の納付後、入札保証金、契約保証金を指定の口座へ返還します。

↓

⑨ 所有権移転登記
- 所有権移転登記は、物件の引渡し後、県が実施
- 所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者負担

↓

⑩ 登記完了証等の交付
所有権移転登記の完了後、登記完了証および登記識別情報通知を落札者に交付

県　有　財　産　売　払　公　示　書

下記の土地を一般競争入札により売払いします。

記

１　売払物件

（土地）

物件番号	所在	地番	登記地目	面積	予定価格
越前市 －１	越前市文京２丁目９字三反草	８番	宅地	2,093.28 ㎡	45,900,000 円
	越前市文京２丁目９字三反草	１８番６	宅地	625.08 ㎡	
			計	2,718.36 ㎡	

２　入札・開札の日時、場所

物件番号	入札の日時	入札の場所
越前市 －１	令和9年1月13日（水）午前11時00分	福井市大手3丁目17-1 福井県庁 地下3階 生協前会議室

開札　入札締め切り後ただちに開札

入札に参加しようとする者は、令和８年12月25日（金）午後５時（必着）までに、入札説明書に記載の書類を持参または郵送で財産活用課へ提出すること。（郵送の場合は書留郵便を利用すること。）

３　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

（１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項および地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。

（２）次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ　役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ　役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4　契約条項および入札心得を示す場所

福井県総務部財産活用課

福井県福井市大手３丁目１７番１号　℡　0776-20-0251（直通）

5　入札保証金

予定価格の５／１００以上

（入札保証金は、落札者が福井県と契約を締結しないときは、福井県に帰属する。）

6　入札の無効に関する事項

福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）第１５１条各号の一に該当する入札は無効

7　入札の条件

(１)落札者は、契約締結の日から１０年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定もしくは所有権の移転をしてはならない。

(２)契約条項および入札説明書を熟読し、内容を了知の上で入札に参加すること。

(３)郵便による入札は認めない。

(４)入札参加者は、定刻までに所定の手続きをすませること。

8　その他

この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

以上公告します。

令和８年11月4日

福井県知事　　石田　嵩人

入　札　心　得　書

福　井　県

入札参加者の資格（福井県財務規則第１４７条）
（地方自治法第２３８条の３第１項）（地方自治法施行令第１６７条の４）

１　次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができません。
（１）一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
（２）破産者で復権を得ない者
（３）福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者
（４）その他、資格誓約書を提出しない者

２　次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後２年間入札に参加することができません。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人または入札代理人として使用することができません。
（１）契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
（２）競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
（３）落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者
（４）工事もしくは製造その他についての請負契約または物件の買入れその他の契約を締結した場合において、県職員が契約の適正な履行を確保するためまたはその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事もしくは製造の既済部分または物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督または検査を実施するに当たり職員の職務の執行を妨げた者
（５）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
（６）上記各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

入札の方法（福井県財務規則第１５０条）

１　入札をしようとする者は、入札書に出納員等が交付する入札保証金の現金領収書または有価証券受領書および資格誓約書を添えて、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
２　入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を係員に提出すること。
　代理人は二人以上の代理はできません。
３　共有名義で入札しようとする者は、入札書および資格誓約書に共有名義者全員の住所、氏名、（入札書には持分）を連記し、指定の場所、日時までに提出しなければなりません。
　ただし、共有者の代表者しか入札することができないので、他の共有者の委任状を係員に提出すること。
４　入札には二人以上共同して参加することはできません。

５　提出済の入札書は、その事由の如何を問わず引換、変更、または取り消すことはできません。

入札金額の記入方法

金額の記入は算用数字を使用してください。

入札の無効（福井県財務規則第１５１条）

次の各号の一に該当する入札は無効とします。
（１）競争入札に参加する資格のない者または資格のなくなった者のした入札
（２）所定の入札保証金を納付していない者のした入札
（３）入札者またはその代理人がした二以上の入札
（４）二人以上の代理をした者のした入札
（５）入札者が連合した入札
（６）入札の際不正な行為をした者のした入札
（７）金額その他要点を確認することができない入札
（８）前各号に掲げるほかこの心得書、関係法令等（県規則を含む）入札条件に違反した入札

入札保証金（福井県財務規則第１５２条）

１　入札に参加しようとする者は、予定価格の１００分の５以上の入札保証金を出納員等に納入しなければなりません。
２　入札保証金は、落札者を除き開札終了後還付します。落札者の入札保証金は、契約代金納付の際に還付します。
ただし、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付にかかる入札保証金は、県に帰属することになります。

入札保証金の代用（福井県財務規則第１５４条）

１　入札保証金は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
（１）国債、地方債
（２）政府の保証のある債券
（３）契約担当者が確実と認める社債（無記名のものに限る）

２　前項の担保価値は、国債および地方債については額面金額、その他のものについては市場価格の８割に相当する金額とする。

３　上記の担保のうち、（３）を提出する場合については、令和８年１２月２５日（金）午後５時までに、に福井県総務部財産活用課 財産グループまで連絡をお願いします。（連絡先電話番号　0776-20-0251）

開札および再度入札（地方自治法施行令第１６７条の８）

１　開札は、入札者立会いのうえ入札終了後直ちに行います。
　ただし、入札者またはその代理人が開札場所に立会わない場合は、当該入札事務に関係のない県職員を立会わせて行います。
２　開札の結果予定価格に達する入札のないときは、直ちに再度入札を行います。
　ただし、再度入札をしてもなお予定価格に達しない場合は、公売を止めることがありますが、この場合異議を申立てることはできません。

落札者の決定（地方自治法施行令第１６７条の９）

　入札は、県の予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を定めます。この場合において当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

契約締結の時期（福井県財務規則第１７０条）

１　落札者を決定したときは、その旨落札者に通知します。
２　落札者は前項の通知を受けた日から７日以内に契約を締結しなければなりません。
３　落札者は、前項の期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失います。

契約保証金(福井県財務規則第１７１条、１７２条）

１　契約を締結する者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を出納員等に納入しなければなりません。
２　契約保証金は、契約代金納付の後に還付します。
　ただし、契約を締結しないときは、その者の納付にかかる契約保証金は、県に帰属することになります。
３　入札保証金を契約保証金に充当することができます。
４　契約を締結する場合において代金が即納されるときは、契約保証金は免除されます。

売買代金の完納の時期（福井県財務規則第１７６条）

　県有財産の売払代金はその引渡しの時までに完納しなければなりません。

その他

　この入札心得書に記載のない事項については、入札執行者、関係法令、入札説明書および福井県財務規則等知事の定めるところによります。

【売買代金を即納する場合】

県有財産売買契約書（案１）

売払人　福井県（以下「甲」という。）と買受人　○○○○○　（以下「乙」という。）は、県有財産の売買について次の条項のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲および乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　売買物件は、次のとおりとする。

所在	地番	登記地目	実測面積
越前市文京２丁目９字三反草	８番	宅地	2,093.28 ㎡
越前市文京２丁目９字三反草	１８番６	宅地	625.08 ㎡
		計	2,718.36 ㎡

（売買代金）

第３条　乙が甲に支払う売買代金は、金　**〔＊　落札金額　〕**円とする。

（売買代金の納付）

第４条　乙は、売買代金を本契約締結と同時に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（契約保証金）

第５条　甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（土地の面積）

第６条　甲と乙は、本物件については実測面積で売買する。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第７条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

２　乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書または印紙を添えて所有権移転登記を甲に請求し、甲は、売買物件の所有権が移転した後、遅延なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

（売買物件の引渡し）

第８条　売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

２　売買物件は、前条第１項の規定により所有権が移転した時、乙に対し完全に引き渡されたものとする。

（危険負担）

第９条　本契約締結の時から前条に定める引渡しの時までの間において、売買物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失または損傷し、補修が不能または補修に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

２　甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、補修することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を補修して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、補修行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

３　第１項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（土地の定着物の所有権）

第１０条　土地と一体となった工作物、立竹木等で、土地そのものの構成部分とみられるものは、土地の所有権に含むものとする。

（所有権以外の権利）

第１１条　甲は、売買物件に質権、抵当権その他担保の設定などがある場合には、引渡期限までに抹消するものとする。

（契約不適合責任）

第１２条　乙は、本契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

(特　則)

第１３条　乙は、本物件の利用にあたり、地元自治会（越前市文京二丁目町内会）に対して計画内容等に関する十分な情報提供を行い、同自治会と必要な協議および調整を行わなければならない。

２　乙は、本契約締結の日から１０年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業および、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定または所有権の移転をしてはならない。

（違約金）

第１４条　乙は、前条に定める義務に違反したときは、金**〔＊契約金額の 10/100〕**円を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、第１７条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第１５条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、本契約を解除することができる。

（乙の原状回復義務）

第１６条　乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日

までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第１７条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（契約の費用）

第１８条　本契約の締結および履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（関係規則の適用）

第１９条　本契約においては、本契約に定めるもののほか、福井県公有財産等管理規則（昭和３９年福井県規則第１５号）および福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）の適用を受けるものとする。

（紛争等の解決）

第２０条　本契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を所管する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第２１条　本契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）売払人　　福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県知事　　石田　嵩人

（乙）買受人

【契約後契約保証金を納付し、３０日以内に売買代金を支払う場合】

県有財産売買契約書（案２）

売払人　福井県（以下「甲」という。）と買受人　〇〇〇〇〇　（以下「乙」という。）は、県有財産の売買について次の条項のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲および乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　売買物件は、次のとおりとする。

所在	地番	登記地目	実測面積
越前市文京２丁目９字三反草	８番	宅地	2,093.28 ㎡
越前市文京２丁目９字三反草	１８番６	宅地	625.08 ㎡
		計	2,718.36 ㎡

（売買代金）

第３条　乙が甲に支払う売買代金は、金　**〔＊　落札金額　〕**円とする。

（売買代金の納付）

第４条　乙は、売買代金を本契約締結日から起算して３０日以内に甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（契約保証金）

第５条　乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金　**〔＊契約金額の 10/100 以上〕**円を甲に納付しなければならない。

２　第１項の契約保証金は、売買代金納付後還付するものとする。

３　乙が前条に定める義務を履行しないときは、契約保証金は、県に帰属するものとする。

（土地の面積）

第６条　甲と乙は、本物件については、実測面積で売買する。

（所有権の移転および登記の嘱託）

第７条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に、乙に移転する。

２　乙は、所有権移転までに、登録免許税相当額の領収証書または印紙を添えて所有権移転登記を甲に請求し、甲は、売買物件の所有権が移転した後、遅延なく所有権移転登記を嘱託するものとする。

（売買物件の引渡し）

第８条　売買物件の引渡しは現況のまま行うものとする。

２　売買物件は、前条第１項の規定により所有権が移転した時、乙に対し完全に引き渡されたものとする。

（危険負担）

第９条　本契約締結の時から前条に定める引渡しの時までの間において、売買物件が天災地変その他甲または乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失または損傷し、補修が不能または補修に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

２　甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、補修することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を補修して乙に引

き渡すことができるものとする。この場合、補修行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

３　第１項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（土地の定着物の所有権）

第１０条　土地と一体となった工作物、立竹木等で、土地そのものの構成部分とみられるものは、土地の所有権に含むものとする。

（所有権以外の権利）

第１１条　甲は、売買物件に質権、抵当権その他担保の設定などがある場合には、引渡期限までに抹消するものとする。

（契約不適合責任）

第１２条　乙は、本契約締結後、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、売買物件の補修、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができないものとする。

（特　則）

第１３条　乙は、本物件の利用にあたり、地元自治会（越前市文京二丁目町内会）に対して計画内容等に関する十分な情報提供を行い、同自治会と必要な協議および調整を行わなければならない。

２　乙は、本契約締結の日から１０年間売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業および、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。また、それらの用に供する目的で、売買物件について第三者に対して一切の権利の設定または所有権の移転をしてはならない。

（違約金）

第１４条　乙は、前条に定める義務に違反したときは、金**〔＊契約金額の 10/100〕**円を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、第１７条に定める損害賠償額の予定またはその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第１５条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、および暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員または同条第２号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるときは、本契約を解除することができる。

（乙の原状回復義務）

第１６条　乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失または毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければ

ならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第１７条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

（契約の費用）

第１８条　本契約の締結および履行等に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（関係規則の適用）

第１９条　本契約においては、本契約に定めるもののほか、福井県公有財産等管理規則（昭和３９年福井県規則第１５号）および福井県財務規則（昭和３９年福井県規則第１１号）の適用を受けるものとする。

（紛争等の解決）

第２０条　本契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を所管する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第２１条　本契約について疑義のある事項またはこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）売払人　　福井県福井市大手３丁目１７番１号
福井県知事　　石田　嵩人

（乙）買受人

記載例

一般競争入札参加申込書

令和８年１１月４日付け公告のあった県有財産の売払いにかかる一般競争入札に参加したいので、入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書記載事項等を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

福井県知事　石田　嵩人　様

記

申込年月日		令和　　〇年　　〇月　　〇日	
入札者／共有者	住　所	〒〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇	
	フリガナ	ｶﾌﾞｼｷｶﾞｲｼｬ〇〇〇〇　ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸ　〇〇　〇〇	持 分
	氏名または商号名称および代表者職・氏名	株式会社　〇〇〇〇〇　代表取締役　〇〇　〇〇　印（実印）	
	住　所	〒	
	フリガナ	共有名義で申し込む場合のみ記載	持 分
	氏名または商号名称および代表者職・氏名	印（実印）	
連絡先（共有の場合は代表者の連絡先）		ＴＥＬ：0776-00-0000　ＦＡＸ：0776-00-ΔΔΔΔ E-mail：××××@××.ne.jp 担当者名：　〇〇　〇〇	
入札参加希望物件		所　在　地	数　　量
		越前市文京２丁目９字三反草８番他１筆	土地　計2,718.36㎡

共有名義で申し込む場合のみ記載

（１）　共有名義で入札参加を希望する場合は、全員の氏名等を記入してください。

（２）　提出期限、提出先は下記のとおりですので、持参または郵送で提出してください。（郵送の場合は書留郵便を利用し、必着とします。提出にかかる費用は提出者負担とします。）

（３）　入札参加申込時に必要な他の書類につきましては、入札説明書Ｐ１～Ｐ２を参照してください。

【提出期限】令和８年１２月２５日（金）午後５時【必着】

【提出場所】福井県総務部　財産活用課　財産グループ
〒910-8580　福井市大手３丁目１７番１号
TEL　0776-20-0251（直通）
FAX　0776-20-0628

記載例

役員名簿

商号・名称	**株式会社　〇〇〇〇〇**

（役員に関する事項）

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日 （和暦）	住所（住民票の住所）
〇〇〇	〇〇 〇〇（△△△　△△）	**昭和〇〇年 〇月　〇日**	**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**
〇〇〇	〇〇 〇〇（△△△　△△）	**昭和〇〇年 〇月　〇日**	**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**
〇〇〇	〇〇 〇〇（△△△　△△）	**昭和〇〇年 〇月　〇日**	**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**
〇〇〇	〇〇 〇〇（△△△　△△）	**昭和〇〇年 〇月　〇日**	**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**
〇〇〇	〇〇 〇〇（△△△　△△）	**昭和〇〇年 〇月　〇日**	**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**
〇〇〇	〇〇 〇〇（△△△　△△）	**昭和〇〇年 〇月　〇日**	**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	

※法人登記簿謄本に記載の役員全員について、記載してください。

記載例：本人　　（本人用）

資　格　誓　約　書

令和〇年〇〇月〇〇日

福井県知事
　石田　嵩人　様

住　　所　**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**

※個人の場合は、氏名を記入してください。

氏名または名称　**株式会社〇〇〇〇**
および代表者名　**代表取締役　〇〇　〇〇**　　**※ 押印不要**
昭和〇〇年　〇〇月　〇〇日生

私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第２項各号に該当すると認められる　者のいずれにも該当しません。

２　過去２年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第６号までの規定に該当したことはありません。

３　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第 77 号）第２条第２号から第４号までおよび第６号に規定する者ではありません。
　また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。

４　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。

５　県有地を購入したときは、これを上記３または４に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。

６　福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。

７　入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

記載例：共有名義　　（共有名義用）

資　格　誓　約　書

令和〇年〇〇月〇〇日

福井県知事
　石田　嵩人　様

住　　所　**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**

氏名または名称
および代表者名　**共有者Ａさん**　　**※ 押印不要**
昭和〇〇年　〇〇月　〇〇日生

住　　所　**〇〇県△△市△２丁目△△**

氏名または名称
および代表者名　**共有者Ｂさん**　　**※ 押印不要**
昭和〇〇年　〇〇月　〇〇日生

私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第２項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

２　過去２年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第６号までの規定に該当したことはありません。

３　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第 77 号）第２条第２号から第４号までおよび第６号に規定する者ではありません。

また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。

４　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。

５　県有地を購入したときは、これを上記３または４に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。

６　福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。

７　入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

記載例：本人が入札に参加する場合

（本人・代理人用）

入　　札　　書

福井県知事　石田　嵩人　様

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者　（住所）**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**

（氏名）　**株式会社〇〇〇〇**

代表取締役　〇〇　〇〇　印

（ 実印 ）

代理人　（住所）

（氏名）　　印

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

１　入札物件

（土地）

所在	地番	地目	実測面積（㎡）
越前市文京２丁目９字三反草	８番	宅地	2,093.28
越前市文京２丁目９字三反草	18番６	宅地	625.08
		計	2,718.36

２　入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額		￥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※　入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「￥」を記入すること。

※　代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※　代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

記載例：代理人が入札に参加する場合

（本人・代理人用）

入　　札　　書

福井県知事　石田　嵩人　様

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者　（住所）**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**
（氏名）**株式会社〇〇〇〇**
代表取締役　〇〇 〇〇
代理人　（住所）**〇〇県△△市△２丁目△△**
（氏名）　△△　△△　　印
（委任状に押印した印）

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

１　入札物件

（土地）

所在	地番	地目	実測面積（㎡）
越前市文京２丁目９字三反草	８番	宅地	2,093.28
越前市文京２丁目９字三反草	18番６	宅地	625.08
		計	2,718.36

２　入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額		￥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※　入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「￥」を記入すること。

※　代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※　代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

（共有名義用）

記載例：共有名義の場合

入　　札　　書

福井県知事　石田　嵩人　様

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者（住所）**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**

（氏名）　**共有者Ａさん　（持分１／２）**印

（委任状に押印した印(実印)）

（住所）**〇〇県△△市△２丁目△△**

（氏名）　**共有者Ｂさん　（持分１／２）**

代理人（住所）**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**

（氏名）　**共有者Ａさん**　印

（委任状に押印した印(実印)）

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

１　入札物件

（土地）

所在	地番	地目	実測面積（㎡）
越前市文京２丁目９字三反草	８番	宅地	2,093.28
越前市文京２丁目９字三反草	18番６	宅地	625.08
		計	2,718.36

２　入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額		￥	△	△	△	△	△	△	△	△	円

※　入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「￥」を記入すること。

※　代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※　代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

（代理人・共有名義用）

記載例：代理人の場合

委　　任　　状

福井県知事

石田　嵩人　様

代理人　（住所）**△△県△△市△△２丁目△△**

（氏名）　**△△　△△**　　印

（認印でも可）

※別途提示していただく本人確認書類で確認できる住所を記載すること。

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和８年１１月４日付け県有財産売払公告にかかる県有財産の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者　（住所）**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**

（氏名）**株式会社〇〇〇〇**

代表取締役　〇〇　〇〇　印

（ 実印 ）

※法人の場合で、代表者以外が入札に参加する場合は、入札者の欄に法人名、代表者名を記載し、代表者印（実印）を押印のうえ、代理人欄に入札参加者氏名を記載すること。（社員が代理で入札に参加する場合でも委任状が必要です。）

（代理人・共有名義用）

記載例：共有名義の場合

委　　任　　状

福井県知事

石田　嵩人　様

代理人　（住所）**〇〇県〇〇市〇〇１丁目〇〇**

（氏名）　**共有者　Ａさん**　　印

（ 実印 ）

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和８年１１月４日付け県有財産売払公告にかかる県有財産の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

令和〇年〇〇月〇〇日

入札者　（住所）**△△県△△市△２丁目△△**

（氏名）　**共有者　Ｂさん**　　印

（ 実印 ）

入札書、委任状、資格誓約書の記入事項

入札者		入札書	委任状	資格誓約書（押印不要）
本人の場合	入札者の欄	本人の住所 氏名 印（実印）	不要	本人の住所 氏名
代理人の場合	入札者の欄	本人の住所 氏名	本人の住所 氏名 印（実印）	本人の住所 氏名
	代理人の欄	代理人の住所 氏名 委任状に押印した印	代理人の住所 氏名 印（認印でも可）	
共有名義で入札し、そのうちどちらか一方が代表者となる場合	入札者（代表者となる者）の欄	代表者の住所 氏名 持分 委任状に押印した印（実印）		全員の住所 氏名
	入札者の欄	代表者以外の全員の住所 氏名 持分	代表者以外の全員の住所 氏名 印（実印）	
	代理人の欄	代表者の住所 氏名 委任状に押印した印（実印）	代表者の住所 氏名 印（実印）	
共有名義で入札し、第３者が代理人となる場合	入札者の欄	全員の住所 氏名 持分	全員の住所 氏名 印（実印）	全員の住所 氏名
	代理人の欄	代理人の住所 氏名 委任状に押印した印	代理人の住所 氏名 印（認印でも可）	

※その他必要な書類および提出時期については、Ｐ１～Ｐ２を参照してください。

入札物件の詳細

物件番号：越前市-1

越前市文京２丁目９字三反草８番他１筆（土地)

案　　内　　図

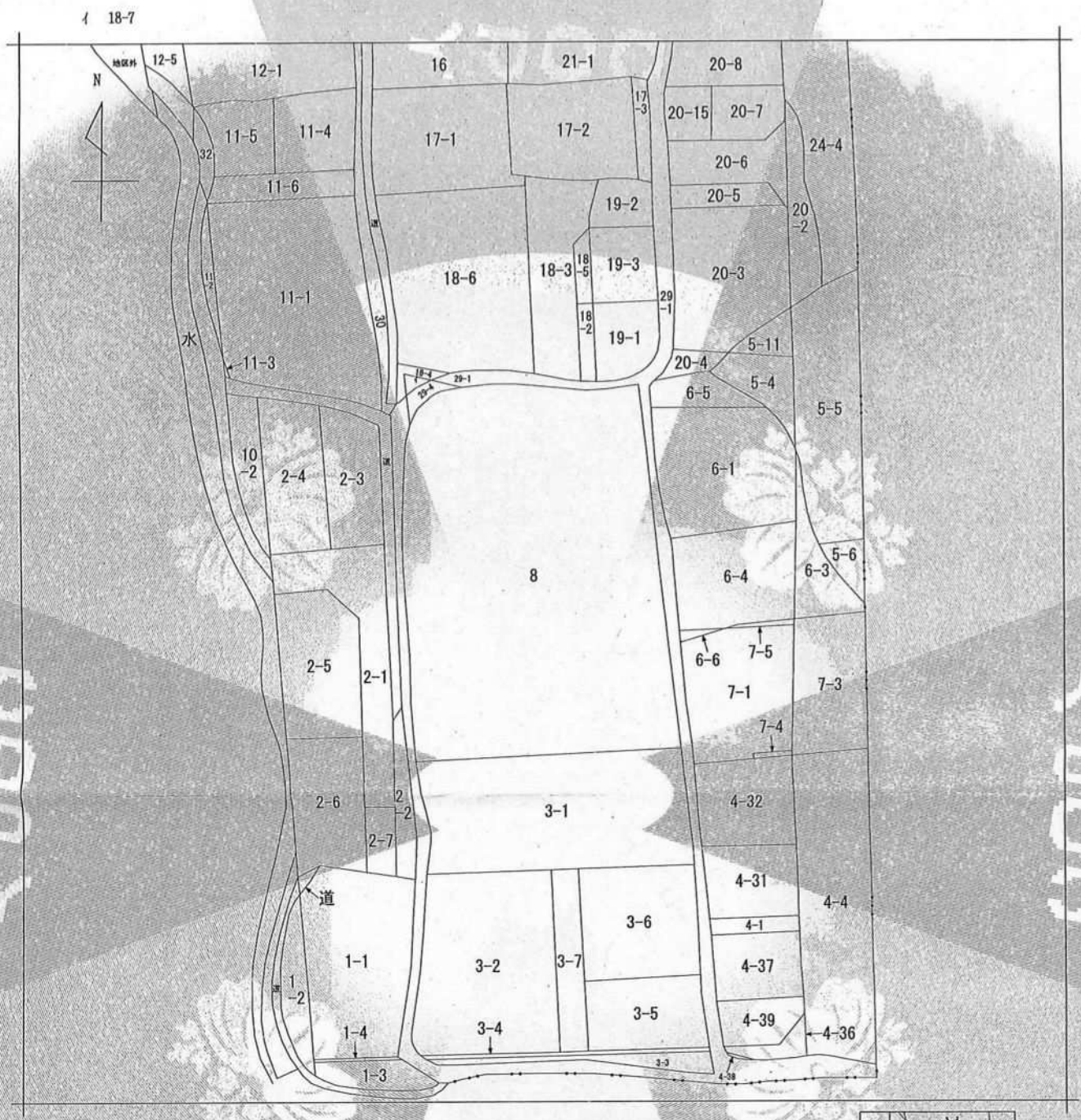
地 形 図 （ 公 図 ）

丈　　量　　図

物　　件　　調　　書

【案内図】


国分寺
武生
武生西小
陽願寺
日野川河川緑地
中央公園
豊町
南小
文京
姫川
千福町
南
武生商工高
白山
しきぶ
日野川
矢船町
13



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出 文京二丁目9字

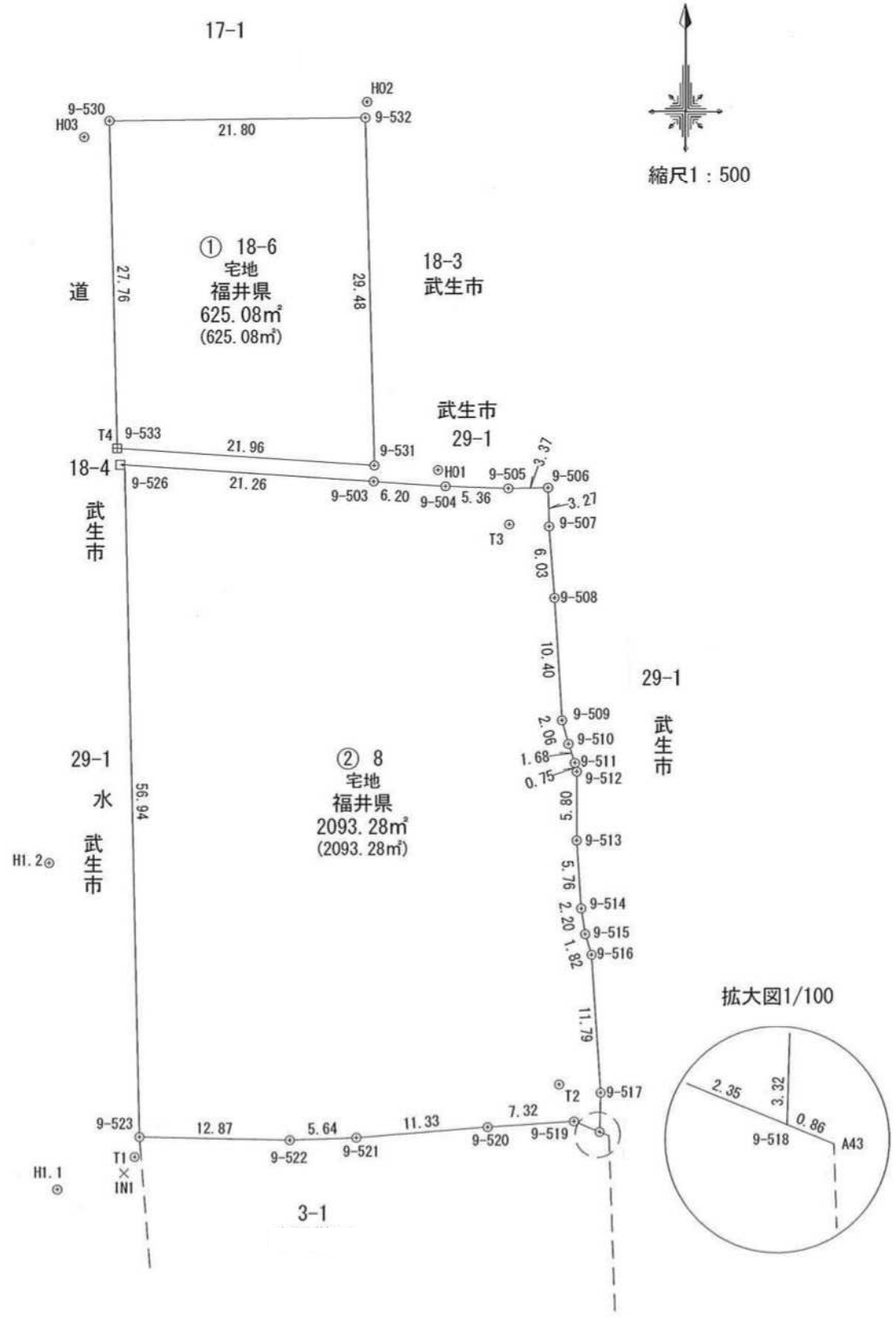
請求部分	所在	越前市文京二丁目9字三反草			地番	8番			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年5月14日
福井地方法務局武生支局
登記官 本間番

請求番号：4-2
(1/1)

公用



縮尺1：500

求積表

地番	① 18-6			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
9-530	-11859.794	14718.511	21.213	-251581.810122
9-532	-11859.546	14740.313	22.503	-266875.363638
9-531	-11889.020	14741.014	-21.213	252201.781260
9-533	-11887.551	14719.100	-22.503	267505.560153
			合計	-1250.167653
			合計面積	625.0838265
			地積	625.08 ㎡

地番	② 8			
NO	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
9-526	-11888.946	14719.737	20.039	-238242.588894
9-503	-11890.369	14740.958	27.409	-325903.123921
9-504	-11890.780	14747.146	11.547	-137302.836660
9-505	-11890.963	14752.505	8.730	-103808.106990
9-506	-11890.904	14755.876	3.452	-41047.400608
9-507	-11894.173	14755.957	0.528	-6280.123344
9-508	-11900.189	14756.404	1.073	-12768.902797
9-509	-11910.575	14757.030	1.171	-13947.283325
9-510	-11912.563	14757.575	1.082	-12889.393166
9-511	-11914.159	14758.112	0.688	-8196.941392
9-512	-11914.894	14758.263	0.146	-1739.574524
9-513	-11920.697	14758.258	0.375	-4470.261375
9-514	-11926.447	14758.638	0.714	-8515.483158
9-515	-11928.621	14758.972	0.881	-10509.115101
9-516	-11930.358	14759.519	1.330	-15867.376140
9-517	-11942.124	14760.302	0.696	-8311.718304
9-518	-11945.443	14760.215	-2.263	27032.537509
9-519	-11944.556	14758.039	-9.487	113318.002772
9-520	-11945.038	14750.728	-18.608	222273.267104
9-521	-11945.945	14739.431	-16.940	202364.308300
9-522	-11946.154	14733.788	-18.512	221147.202848
9-523	-11945.874	14720.919	-14.051	167851.475574
			合計	-4186.564408
			合計面積	2093.2822040
			地積	2093.28 ㎡

総合計面積	2718.3660305 ㎡

点名	X座標	Y座標
T1	-11947.575	14720.497
T2	-11941.425	14756.780
T3	-11893.993	14752.585
T4	-11887.551	14719.100
H1.1	-11950.335	14713.895
H1.2	-11922.587	14713.251
H01	-11889.410	14746.504
H02	-11858.206	14740.467
H03	-11861.160	14716.380
IN1	-11948.963	14719.572

件名	越前市文京二丁目９字８番、１８番６		
種別	丈量図		
図面番号		縮尺	1：500
製図年月日	令和５年３月		

物　件　調　書

越前市-1

１　土地

所　在　地	越前市文京２丁目９字三反草８番　外１筆				
住居表示	越前市文京２－１３－				
面　積	登記簿	2,718.36㎡	実　測	2,718.36㎡	実測面積は、（丈量図・現況測量図・確定測量図）に基づく
地　目	登記簿	宅地	現　況	宅地	
（備考） ご依頼者提示の令和５年３月作成の縮尺５００分の１の丈量図による。					

法令に基づく制限概要

（１）都市計画法・土地区画整理法に基づく制限

都市計画法	都市計画区域（内・外）	
	１　市街化区域　２　市街化調整区域　３　非線引区域　４　準都市計画区域　５　その他	
	（制限の概要） 非線引き都市計画区域は、市街化区域（既に市街地を形成している区域及びおおむね１０年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）を除く区域	
	都市計画道路	有（１　計画決定　２　事業決定　名称　幅員　m） 無
	開発許可等	有・無 許可等の種類 １　許可番号　号（平成　年　月　日） ２　完了公告　号（平成　年　月　日）
土地区画整理法	土地区画整理事業	計画　有・無・施行中　名称
	換地（予定）期日	仮換地指定　（未・済）　年　月　日　号
		換地処分の公告（予定・済）　年　月　日
	清算金	有・無　（　）
	（備　考）	

（２）建築基準法に基づく制限

用途地域	1　第一種低層住居専用地域　　2　第二種低層住居専用地域 (3)　第一種中高層住居専用地域　　4　第二種中高層住居専用地域　　5　第一種住居地域 6　第二種住居地域　　7　準住居地域　　8　近隣商業地域　　9　商業地域 10　準工業地域　　11　工業地域　　12　工業専用地域　13　用途地域の指定なし
	（制限の概要） 東側の一部（概測３４２．４６㎡）は第一種住居地域
地域・地区・街区	特別・用途・地区 １　防火地域　　２　準防火地域　　３　高度地区　　４　高度利用地区　　５　特定街区 ６　景観地区　　７　風致地区　　８　災害危険区域　　９　地区計画区域 １０　高層住居地区　　１１　都市再生特別地区　　１２　特別用途地区 １３　特定用途制限地域　１４　その他（　　）
	（制限の概要）
建築協定	有　・　(無)
建築面積の限度（建蔽率制限）	60%
延床面積の限度（容積率制限）	200%
外壁後退・壁面線の制限	有　・　(無)
建物の高さの制限	(1)　道路斜線制限　　(2)　隣地斜線制限　　3　北側斜線制限 4　絶対高さ　１０ｍ・１２ｍ (5)　日影による中高層の建築物の制限（ 2 種）
私道の変更または廃止の制限	有　・　(無)
（備考）	

（３）その他の法令に基づく制限

※数字は、宅地建物取引業法施行令第３条１項各号に掲げる法令それぞれの各号の番号です。

7　景観法	24　住宅地区改良法	39　海岸法	50　土地収用法
8　土地区画整理法	25　公有地拡大推進法	41　砂防法	51　文化財保護法
10　地方拠点都市地域整備及び産業業務施設再配置の促進に関する法律	26　農地法	42　地すべり等防止法	52　航空法（自衛隊法において準用する場合を含む。）
	27　宅地造成等規制法	43　急傾斜地法	
14　旧市街地改造法（旧防災建築街区造成法において準用する場合に限る）	30　都市公園法	44　土砂災害防止対策推進法	53　国土利用計画法
	31　自然公園法	45　森林法	55　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
16　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	33　近畿圏の保全区域の整備に関する法律	47　道路法	
		49　全国新幹線鉄道整備法	56　土壌汚染対策法
18　都市再開発法	37　河川法	59　高齢者、障がい者	57　都市再生特別措置法
22　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	38　特定都市河川浸水被害対策法		59　高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
23　港湾法			
			その他（　　）

（制限の概要）
越前市全域が景観計画区域に含まれる。（景観法）
立地適正化計画区域の居住誘導区域に含まれる。（都市再生特別措置法）

敷地と道路との関係　　※法：建築基準法

接面道路	接道方向	公・私道の別	道路の種類（下記）	幅員（m）	接道長さ（m）
	北　側	公道・私道	3番若しくは1（3）番	6 m	約6．0 m
	西　側	公道・私道	2 番	6.6 m	約34．9 m
	側	公道・私道	番	m	m
	特記事項		北側道路との間に幅約１．３ｍの水路が介在している。西側私道との間に幅約０．７ｍの水路が介在している。		
	道路位置指定道路		昭和・平成　30年　10月　11日　丹土第312号		

道路の種類	1	（1）道路法による道路
		（2）都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の促進に関する法律による道路
		（3）建築基準法第３章が適用されるに至った際、現に存在する道
		（4）道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律による新設変更の事業計画のある道路で２年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの
	2	土地を建築物の敷地として利用するため上記１の法によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁から指定を受けたもの（位置指定道路）
	3	上記１（３）に該当する道路のうち、幅員が４ｍ未満のもので特定行政庁が指定したもの（法４２条２項道路）
	4	上記１～３に該当しない道路（建築確認不可）

法４３条１項但書の適用	有　・　無
道路境界線後退（セットバック）による建築確認対象面積の減少	有　・　無

（セットバックの内容）

路地状敷地（敷地延長）の制限	有　・　無　（　　）			
	路地状部分の長さ	m	路地状部分の幅員	m

建築物の建築の可否 （可・否） 私道の変更又は廃止の制限 （法45条による制限があります）	敷地と道路との関係（概略図）

私道負担等に関する事項

私道負担等の有無	有　・　(無)	
1　対象不動産に含まれる私道に関する負担等の内容		
負担面積	㎡　（持分　　／　　）	
負担金	円	
建築基準法42条２項等により後退（セットバック）する部分の面積		㎡
（備考）		
2　対象不動産に含まれない私道に関する事項		
所有名義人	住　　所	
	氏　　名	
（備考）		

供給処理施設の概要

	配管等の状況		施設整備状況	事業所名
電気	接面道路配線	(有)・無	北側配線有り 西側配線有り	北陸電力（株） ℡0120-776-453
上水道	接面道路配管	(有)・無	北側本管75㎜ 西側本管50㎜	越前市上下水道お客様センター ℡0778－22-7929
下水道	接面道路配管	(有)・無	北側本管200㎜ 西側本管150㎜	越前市上下水道お客様センター ℡0778－22-7929
都市ガス	接面道路配管	(有)・無	北側本管50㎜ 西側本管なし	越前エネライン（株） ℡0778-21-2700

交通機関および公共施設の状況

交通機関	鉄道	ハピラインふくい線　武生駅 鉄道線駅	
		物件の　北東方　約　2㎞・徒歩約　25分	
	バス	バス　保健所前　停留所	
		物件の　東方　約　160ｍ・徒歩約　2分	
公共施設	市町役場	越前　市役所 支所 役場	物件の　北東方　約　1.8km
	小学校	武生南　小学校	物件の　北東方　約　310　m
	中学校	武生第二　中学校	物件の　南西方　約　910　m

その他

参考事項	・越前市上下水道お客様センターで確認したところ、上水道は引込済である。
	・越前市上下水道お客様センターで確認したところ、公共下水道は引込済である。受益者負担金は賦課済であるが、一部未賦課で納付義務が出る可能性がある（8番の土地は合筆前の2,079.72㎡に対して賦課されている。）
	・越前エネライン（株）で確認したところ、都市ガスは北側道路に本管が敷設されており引込は可能である。
	・福井県丹南土木事務所建築課に確認したところ、北側道路は過去に２項道路（幅員４ｍ未満）として判断された経緯があるが、現況幅員は約６ｍであり、場合によっては法第４２条第１項第３号の既存道路として再判定する可能性があるとのことである。いずれにしても建築基準法上の道路としての判断に変更はない見込みとのことであるが、詳細は上記担当課に確認が必要である。
	・北側道路は評価対象地までの行き止まり道路で、越前市が所有する法定外公共物（市道認定なし）である。
	・また、上記の北側道路に接続して開発行為を行う場合は、越前市役所の各担当課との協議に加えて、当該道路沿いの土地所有者の理解を得る必要がある。当該道路上に設置されているゴミステーションは評価対象地内への移設が求められる可能性がある。
	・上記西側私道は、建築基準法第４２条第１項第５号の位置指定道路に該当し、公衆用道路としての性格は持つものの、あくまで個人が管理する道路であり、建築基準法上の道路としての接道要件は満たすものの、一般的な通行利用を行う場合は、管理者との協議が必要であり、了解が得られない場合は利用出来ないことになる。

その他

参考事項	・西側の一部は幅員約１．８ｍの舗装道路（建築基準法上の道路か否かは未判断）である。西側の一部は幅員約１．８ｍの未舗装道路（建築基準法上の道路か否かは未判断）である。
	・８番の土地と１８番６の土地との間には幅約１．３ｍの水路（法定外公共物）が介在している。
	・越前市建設部都市計画課によると、越前市住みよい街づくり推進条例第１７条第１項により、２，０００㎡以上の土地の開発行為については、越前市宅地開発基準等を遵守する必要があり、同条例第２１条第１項により越前市との事前協議の上、同条例第１８条第１項による届出を市長に提出する必要がある。
	・丹南健康福祉センター旧武生福祉保健部庁舎は令和４年度に既に解体され、当該建物の基礎杭は存在しなかった。当該建物に関する地中構造物は地中梁を含めて全て撤去済。
	・地下埋設物調査、地盤調査、土壌汚染調査及び電波障害調査は行なっていません。
	・現況での売却となります。
	＊契約後に上記に記載されていない隠れた瑕疵が発見された場合があっても、福井県は
	その責任をを負いません。

※　本物件調書は令和６年３月時点で作成したものであり、
入札参加者等が物件の概要を把握するための参考資料です。
（制限等の内容についても、概要のみの記載となります。）
入札参加、買受申込みの際には、必ずご自身の責任において現地および諸規制についての
調査、確認を行ってください。

【 様　式　集 】

・一般競争入札参加申込書

・役 員 名 簿

・資格誓約書

・入　札　書

・委　任　状

一般競争入札参加申込書

令和８年１１月４日付け公告のあった県有財産の売払いにかかる一般競争入札に参加したいので、入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書記載事項等を承諾のうえ、下記のとおり申し込みます。

福井県知事　石田　嵩人　様

記

<table>
<tr><td colspan="2">申込年月日</td><td colspan="2">令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">入札者／共有者</td><td>住　所</td><td colspan="2">〒</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td>持 分</td></tr>
<tr><td>氏名または商号名称
および代表者職・氏名</td><td>印
（実印）</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="2">〒</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td>持 分</td></tr>
<tr><td>氏名または商号名称
および代表者職・氏名</td><td>印
（実印）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">連絡先
（共有の場合は代表者の連絡先）</td><td colspan="2">ＴＥＬ：　　ＦＡＸ：
E-mail：
担当者名：</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">入札参加
希望物件</td><td>所　在　地</td><td>数　　量</td></tr>
<tr><td>越前市文京２丁目９字三反草８番他１筆</td><td>土地　計 2,718.36 ㎡</td></tr>
</table>

（１）　共有名義で入札参加を希望する場合は、全員の氏名等を記入してください。

（２）　提出期限、提出先は下記のとおりですので、持参または郵送で提出してください。（郵送の場合は書留郵便を利用し、必着とします。提出にかかる費用は提出者負担とします。）

（３）　入札参加申込時に必要な他の書類につきましては、入札説明書Ｐ１～Ｐ２を参照してください。

【提出期限】令和８年 12 月 25 日（金）午後５時【必着】

【提出場所】福井県総務部　財産活用課　財産グループ

〒910-8580　福井市大手３丁目１７番１号

TEL　0776-20-0251（直通）

FAX　0776-20-0628

役員名簿

商号・名称	

（役員に関する事項）

役職名	氏名（フリガナ）	生年月日 （和暦）	住所（住民票の住所）
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	
		年 月　日	

※法人登記簿謄本に記載の役員全員について、記載してください。

資　格　誓　約　書

令和　　年　　月　　日

福井県知事
　石田　嵩人　様

住　　所
氏名または名称
および代表者名

年　　月　　日生

私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第２項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

２　過去２年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第６号までの規定に該当したことはありません。

３　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第 77 号）第２条第２号から第４号までおよび第６号に規定する者ではありません。
　また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。

４　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。

５　県有地を購入したときは、これを上記３または４に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。

６　福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。

７　入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

（共有名義用）

資　格　誓　約　書

令和　　年　　月　　日

福井県知事
　石田　嵩人　様

住　　所
氏名または名称
および代表者名
年　　月　　日生

住　　所
氏名または名称
および代表者名
年　　月　　日生

私は、福井県が実施する県有地の売払に係る一般競争入札の参加に当たり、下記事項を誓約します。

なお、入札参加資格の確認をするため、福井県が福井県警察本部に照会することについて承諾します。

記

１　「地方自治法施行令」（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第２項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。

２　過去２年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から第６号までの規定に該当したことはありません。

３　「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第 77 号）第２条第２号から第４号までおよび第６号に規定する者ではありません。

また、これらの暴力団および暴力団員と、社会的に非難されるような関係はなく、暴力団および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとするものではありません。

４　「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成 11 年法律第 147 号）第５条第１項に規定する観察処分の決定を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員ではありません。

５　県有地を購入したときは、これを上記３または４に該当する者に、譲渡または貸与することはありません。

６　福井県職員で当該売払財産に関する事務に従事する者ではありません。

７　入札に対し、入札物件については、入札説明書等の内容について全て承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について、福井県に対し一切の異議および苦情を申し立てません。

（本人・代理人用）

入　　札　　書

福井県知事　石田　嵩人　様

令和　　年　　月　　日

入札者　（住所）

（氏名）　　印

代理人　（住所）

（氏名）　　印

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

１　入札物件

（土地）

所在	地番	地目	実測面積（㎡）
越前市文京２丁目９字三反草	８番	宅地	2,093.28
越前市文京２丁目９字三反草	18番６	宅地	625.08
		計	2,718.36

２　入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額											円

※　入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「￥」を記入すること。

※　代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※　代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

（共有名義用）

入　　札　　書

福井県知事　石田　嵩人　様

令和　　年　　月　　日

入札者（住所）

（氏名）　　（持分　　）印

（住所）

（氏名）　　（持分　　）

代理人（住所）

（氏名）　　印

次のとおり福井県財務規則および入札心得、県有財産売払公示書、契約条項、入札実施要領、その他入札説明書の記載事項など承諾のうえ、関係書類を添えて入札します。

記

1　入札物件

（土地）

所在	地番	地目	実測面積（㎡）
越前市文京２丁目９字三反草	８番	宅地	2,093.28
越前市文京２丁目９字三反草	18番６	宅地	625.08
		計	2,718.36

2　入札金額

	拾億	壱億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
入札金額											円

※　入札金額の記入は算用数字を使用し、頭に「￥」を記入すること。

※　代理人により入札する場合は、委任者の住所・氏名を入札者の住所氏名欄に記載し、代理人の住所・氏名欄に記名押印すること。

※　代理人により入札する場合は、委任状を別途提出すること。

（代理人・共有名義用）

委　　任　　状

福井県知事

　石田　嵩人　様

代理人　（住所）

（氏名）　　印

私は、上記の者をもって代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和８年１１月４日付け県有財産売払公告にかかる県有財産の一般競争入札に参加することおよびこれに付随する一切の権限

令和　　年　　月　　日

入札者　（住所）

（氏名）　　印